

2021年3月1日
東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

格納容器圧力逃がし装置ドレン移送ポンプ出口側伸縮継手の溶接部に係る面談にて頂いた
ご質問回答について

2021年2月10日に実施頂いた格納容器圧力逃がし装置ドレン移送ポンプ出口側伸縮継手の溶接部に係る面談にてご質問頂きました下記①②③事項について、以下のとおり回答致します。

NRA殿ご質問①

原子炉格納容器フィルタベント設備設置工事については新規制基準施行以前から着工していたが、機器クラス区分については事業者としてどのように考え設計仕様を固めたのか？

NRA殿ご質問②

(質問①に関連して、) 事業者としてフィルタベント系統を溶接事業者検査の対象外としたのはなぜか？

NRA殿ご質問③

他にも当該伸縮継手と同様の確認を実施した溶接部はないのか？

1. NRA殿ご質問①に対する回答

原子炉格納容器フィルタベント設備設置工事については、新規制基準施行以前である2012年より着工しておりましたが、当時は機器クラス区分を『クラス3相当』として機器の製作並びに工事を進めておりました。なお、配管(伸縮継手等含む)については、クラス2でも使用可能な材料を要求していたため、新規制基準施行前より『クラス2相当』として製作しております。

その後、2013年に新規制基準が施行され、常設の重大事故等対処設備(特定重大事故等対処設備を除く)においては、重大事故等クラス2と位置づけられたことから、新規制基準施行後フィルタベント系統の機器クラス区分を『重大事故等クラス2』に見直しました。

2. NRA殿ご質問②に対する回答

フィルタベント系統については着工時点では溶接事業者検査対象要否を定めるために必要となる『施設区分/設備区分』が設定されていなかったことから、炉規則35条(旧法)で要求される溶接事業者検査の対象外であると当時は整理し工事を進めてきました。

3. NRA殿ご質問③に対する回答

新規制施行時点で工事中のものであって、新規制基準における要求事項が工事開始時と変わらないものに対して、溶接部の技術基準適合性確認結果の「技術基準適合性確認結果まとめ表」のうち、「2. 技術基準要求事項に対する適合性確認」を照合し、規格と差異があり、当該設備の製作時期とJ S M Eクラスを決定した時期などを考慮し、規格とおりに製作可能であったが規格とおりに製作されていない溶接部がなかったか確認した結果、先にご報告した当該伸縮継手の機械試験を実施していない溶接部以外には確認されなかった。

以上